

第4期

久留米市障害者計画

令和6年度(2024年度)

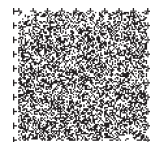
～

令和11年度(2029年度)

概要版



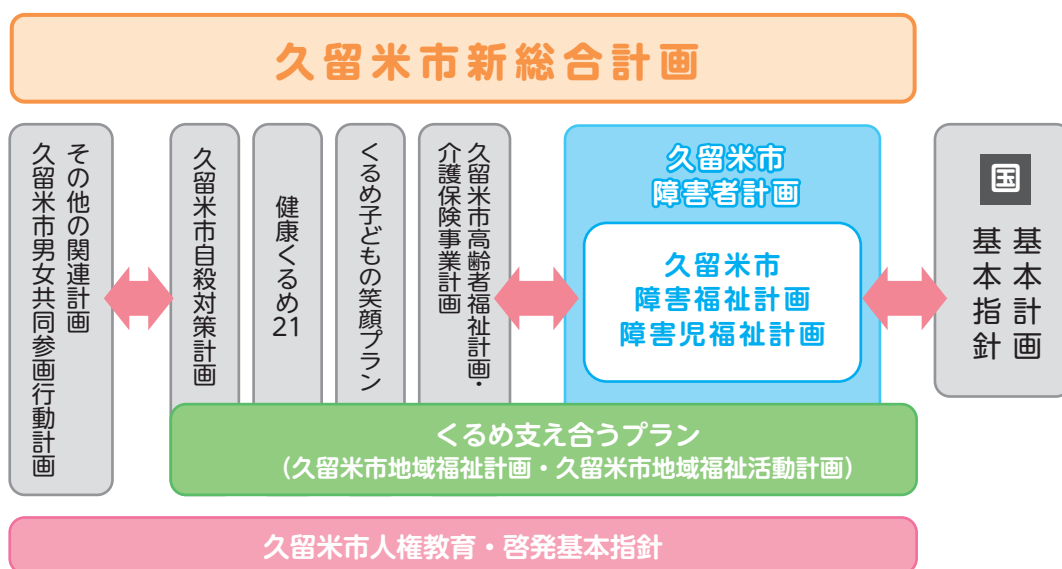
令和6年3月
久留米市



障害者計画とは？

- この計画は、障害者基本法（第11条）に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画です。
- この計画は、「久留米市新総合計画」をはじめ、「くるめ支え合うプラン」、「久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「くるめ子どもの笑顔プラン」、「健康くるめ21」などの保健福祉分野の計画や、教育やまちづくり、人権、防災などのその他の関連分野の計画等と整合性を図って策定しました。

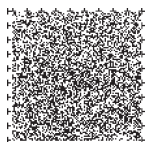
▶ 障害者計画の位置づけ



▶ 計画の期間

この計画は、長期的かつ継続的な展望を視野に入れつつも、国の「障害者計画（第5次）」（計画期間：令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））や本市の障害福祉計画などの関連計画の計画期間を踏まえるとともに、社会情勢や法制度改正への対応を考慮し、令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）までの6年間を計画期間とします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
久留米市障害者計画 (第3期計画) 【H30-R5】						久留米市障害者計画 (第4期計画) 【R6-R11】					
久留米市障害福祉計画 (第5期計画) 久留米市障害児福祉計画 (第1期計画) 【H30-R2】		久留米市障害福祉計画 (第6期計画) 久留米市障害児福祉計画 (第2期計画) 【R3-R5】		久留米市障害福祉計画 (第7期計画) 久留米市障害児福祉計画 (第3期計画) 【R6-R8】		久留米市障害福祉計画 (第8期計画) 久留米市障害児福祉計画 (第4期計画) 【R9-R11】					



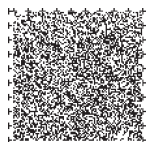
計画策定の背景・視点

新たな障害者支援施策を盛り込んだ法の施行・改正が進められています

- 我が国では、平成30年（2018年）に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、以降さまざまな制度の改革が行われています。

▶ 障害者福祉施策に関わる法制度の動向

時期	事項	概要
H30.4	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none">・ 自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑利用・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定）・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援
H30.4	改正障害者雇用促進法	
H30.6	障害者文化活動推進法	
R3.5	障害者差別解消法の改正	<ul style="list-style-type: none">・ 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加・ 事業者による合理的配慮の提供の義務化・ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
R3.9	医療的ケア児支援法の施行	<ul style="list-style-type: none">・ 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援・ 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援・ 相談体制の整備
R4.5	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	<ul style="list-style-type: none">・ 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする・ 地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする・ 障害者でない者と同一内容、同一時点で情報取得できるようにする・ 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用
R4.12	精神保健福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none">・ 地域生活への移行を促進するための措置・ 医療保護入院の見直し・ 入院者訪問支援事業の創設 など



障害者が地域で生活するうえでさまざまな課題があります

- 計画策定にあたって実施した実態調査等で、本市の障害者がさまざまな生活上の課題を抱えていることがわかりました。

(1) 障害者への理解・差別の現状、虐待の現状

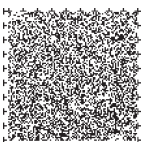
- ◆差別的な取扱いを受けたり、いやな思いをしたりしたことがある人の割合は身体障害者、知的障害者、精神障害者で2割を占め、特に知的障害者、精神障害者、発達障害の人では3割を超えています。
- ◆虐待を受けた経験の割合は、精神障害者、自立支援医療制度利用者では1割を超えており、虐待を受けたときの相談先としては、「家族・親類」が最も多くなっています。

(2) 災害に関する現状

- ◆災害に対する備えをしていない人が、7割を超えています。
- ◆避難所までの自力での避難については、知的障害者の半数近くが「できないと思う」としており、他の障害者に比べ割合が高くなっています。
- ◆災害時に心配なこととして、「正確な情報がなかなか伝わってこない」、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」、「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」などが上位に挙げられています。

(3) 子どもの発達支援や教育をめぐる現状

- ◆教育に関する要望としては、障害児支援に関わる教職員について、今後さらに障害のことや、その支援に関する知識の習得および専門性の向上といった、障害に関する理解向上を望む声が挙げられています。
- ◆発達面での支援で困っていることとしては、「相談、療育、訓練を乳幼児期から学校卒業まで一貫して行うところ（機関）が市内にない」が高い割合を占めており、この「一貫して行う機関」に望む機能としては、「当事者に関する情報をライフステージに応じて一つにまとめて管理する機能」、「支援に関して保育・教育との連携を調整する機能」など、ライフステージを通じた支援、保育・教育の連携強化が求められています。



(4) 雇用・就労の現状

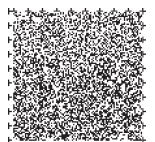
- ◆就労者の割合は、全体の4割を占めており、仕事のことで悩んでいることや困っていることでは、「収入が少ない」が最も多くなっています。
- ◆働いていない人の今後の就労希望については、「就労を望んでいる」が2割を占めており、そのうち5割は一般企業での就労を望んでいます。

(5) 生活課題の現状

- ◆身の回りの支援について、「親」や「配偶者」など家族に支援してもらっている割合が高くなっています。
- ◆生活上の困りごとについては、「経済的な不安」、「障害や健康上の不安、悩み」、「将来の生活が不安」などの割合が高く、親が亡くなった後の生活について不安を感じている人も多くなっています。

(6) 地域活動の現状

- ◆地域活動への参加状況については、「参加している」の割合が2割に満たない状況にあり、障害者の多くが地域活動に参加していない現状となっています。
- ◆地域で行われる行事や余暇活動に参加しようとした場合に妨げとなることについては、「健康や体力に自信がない」、「どのような活動が行われているか知らない」、「一緒に活動する友人・仲間がいない」、「コミュニケーションが難しい」などが挙げられています。



計画の基本理念

本計画では、「障害者も地域の主体として、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに支え合いながら創っていく」という地域共生社会の考え方のもと、障害の有無に関わらず、誰もが支え合いながら安心して暮らし続けることができるまちを目指すこととし、基本理念を次のとおりとします。

基本理念

誰もが 個人の尊厳が守られ
支え合いながら 安心して暮らし続けられる まちの実現

誰もが

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

個人の尊厳が守られ

地域での暮らしの中で、生きがいを持ち、高め合いながら、自己決定・自己実現できる社会の実現を目指す。

支え合いながら

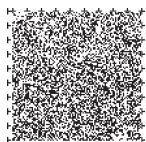
障害の有無に関わらず、誰もが互いを尊重し合い、支え合いながら地域づくりを担うまちづくりに取り組む。

安心して 暮らし続けられる

様々な生活上の不安や課題を感じている障害者が、地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指す。

まちの実現 に向けて

「誰もが個人の尊厳が守られ支え合いながら安心して暮らし続けられるまち」は、今後において普遍的な目標として、長期的・継続的な視点で、その実現に向けて取り組むべき理念である。



計画の基本目標と施策区分

基本理念のもと、5つの基本目標を定めて、取組を進めていきます。

基本目標 1

差別解消

生活環境

社会的障壁をなくし認め合って生きるために

障害者を含むすべての市民が、自分らしく安心して暮らし続けていくことのできまちをつくるためには、障害の有無に関わらずお互いを理解し、認め合って共に生きるという意識や、ともに暮らすための環境づくりが必要です。

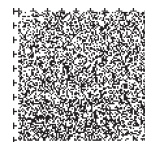
令和4年度に実施した障害者（児）生活実態調査によると、「障害者差別解消法施行に伴い差別的扱いが減った」との回答は全体の約7%に止まっており、今なお差別がある現状を踏まえ、第4期久留米市障害者計画では「久留米市障害を理由とする差別をなくす条例」と連動し、障害者差別解消を具体化する仕組みや支援体制づくりに取り組んでいきます。

また、共生する社会の実現のため情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大を図るなど、あらゆる障害の特性に配慮した情報の取得やコミュニケーション支援の充実を図ります。

このほか、障害者が暮らしやすい生活環境を整備するため、当事者ニーズを把握しながら、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による公共施設などの整備を計画的に進め、また、公共交通機関や民間施設などの関係事業者等の理解、協力を求めています。

施策区分

- ① 差別解消の推進と差別相談体制の充実 **【重点施策】**
- ② 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実 **【重点施策】**
- ③ 障害者に配慮したまちづくり



権利を守り安全と安心のために

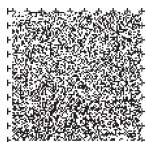
近年、障害者に対する不当な差別的取扱いや虐待など、障害者の権利を脅かす様々な事案が発生し、社会問題となっています。現在、福岡県をはじめ全国の地方公共団体において障害者差別解消関連条例を策定する動きがみられるなど、障害者差別解消を具体化する仕組みや支援体制づくりが進んでおり、本市としても、こうした取組を強化するとともに、少子高齢化や一人暮らしの増加等が更に進むことも考慮しつつ、相対的に弱い立場にある障害者を様々な権利侵害から守るための仕組みや支援体制づくりを更に強化していくことが必要です。そのため、成年後見制度などを活用した権利擁護や虐待防止対策を進めます。

また、各地で自然災害が頻発しており、災害時における障害者への支援体制の充実など、防災対策の更なる推進が必要です。また、障害者の中でも、困難がより大きいと考えられる高齢者や子ども、女性、医療的ケアや強度行動障害など特別な配慮・支援が必要な人など、障害者への支援や配慮のあり方について、検討・整備していく必要があります。障害者の災害による被害を最小限にするため、災害時要援護者支援体制をはじめとした防災対策を推進します。

このほか、高齢者や障害者を狙った犯罪も発生しており、障害者の犯罪や事故による被害をなくすため、関係機関や地域関係者等と連携して、防犯対策や地域での見守りなどを推進します。

施策区分

- ① 権利擁護の推進
- ② 防災対策の推進 **【重点施策】**
- ③ 防犯・安全対策の推進



支援が必要な子どもの発達支援と 保育・教育の充実のために

発達の遅れや障害のある子どもにとって、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられることは大切です。そのため、障害の内容や特性などを早期に把握することが必要となります。

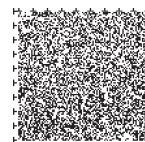
そのうえで、乳幼児期から小学校・中学校・高校といった成長段階に応じつつ、一貫した支援が行われることが大切であり、福祉・教育・保健・医療分野の庁内外の連携を強化しつつ、乳幼児期から学校卒業して社会に出るまでの切れ目のない療育・保育・教育体制の確立に取り組みます。

幼児教育・保育の分野においては、障害の有無に関わらず、一人ひとりの子どもが尊重され、それぞれに必要な保育を他の子どもたちと一緒に受けることで、ともに育ちあうことができるような保育が求められており、教育・保育施設と連携して、発達の遅れや障害のある子どもに対する幼児教育・保育の充実を図ります。また、発達の遅れや障害がある子ども、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、関係者等に対する啓発や理解促進に取り組みます。

学校教育においては、障害のある児童生徒が、合理的配慮などの必要な支援のもと、発達段階や能力に応じ、かつ特性を踏まえた教育について、可能な限り障害のない児童生徒とともに受けることができる仕組みの構築が必要とされていることから、障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒とともに学べる環境づくりに取り組むとともに、個別の支援ニーズに応じた適切な教育が行えるよう、特別支援教育の推進及び関係者の専門性の向上に取り組みます。

施策区分

- ① 障害の早期発見・療育の充実
- ② 療育・保育・教育の切れ目のない支援 **【重点施策】**
- ③ 幼児教育・保育の充実
- ④ 学校教育の充実



自立して暮らし続けるために

障害者が自立した生活を送る上で、就労し収入を得ることは重要であり、働く意欲がある障害者が一般就労できる環境づくりが必要です。

障害者（児）生活実態調査でも、一般就労に関するニーズは高い状況です。一方で、多くの人が就労に関して様々な課題を抱えており、働きやすい環境整備を望んでいます。

そのため、企業・事業所に対して、障害者雇用に対する理解促進を図るとともに、市の業務委託等の機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めます。また、障害者の一般就労への移行と職場定着の支援に取り組みます。

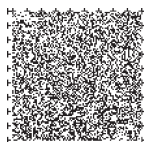
その一方で、障害の特性や年齢等の事情から一般就労が難しい障害者が、働く喜びを感じながら生きがいを持って働けるよう、福祉的就労の場を提供することも大切です。就労継続支援事業の基盤整備を進め、一般就労が難しい障害者の福祉的就労の場の確保・充実を図ります。

さらに、少子・高齢社会の進展等による人口減少など福祉の人材の不足が社会問題化するなか、福祉サービスに対する需要の増大・多様化による質の高い福祉サービスの提供が求められることから、人材の量的な確保に加え、質的な向上に取り組みます。

このほか障害者が地域の中で自立して暮らすために必要な住まいの確保や、多様な在宅福祉サービスの提供、地域で活動するために必要な外出支援の充実、地域生活を支える相談支援体制の充実、保健サービスの充実、医療関連情報の提供の支援などに取り組みます。

施策区分

- ① 一般就労の促進 **【重点施策】**
- ② 福祉的就労の充実
- ③ 就労支援の充実
- ④ 福祉人材の確保・育成 **【重点施策】**
- ⑤ 住まいの確保と居住支援の充実
- ⑥ 在宅福祉サービスなどの充実
- ⑦ 外出支援の充実
- ⑧ 経済的支援の充実
- ⑨ 相談支援体制の充実
- ⑩ 精神保健事業など保健サービスの充実
- ⑪ 医療サービスの充実



生きがいを持って支え合いにより 自分らしく生きるために

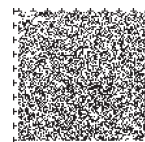
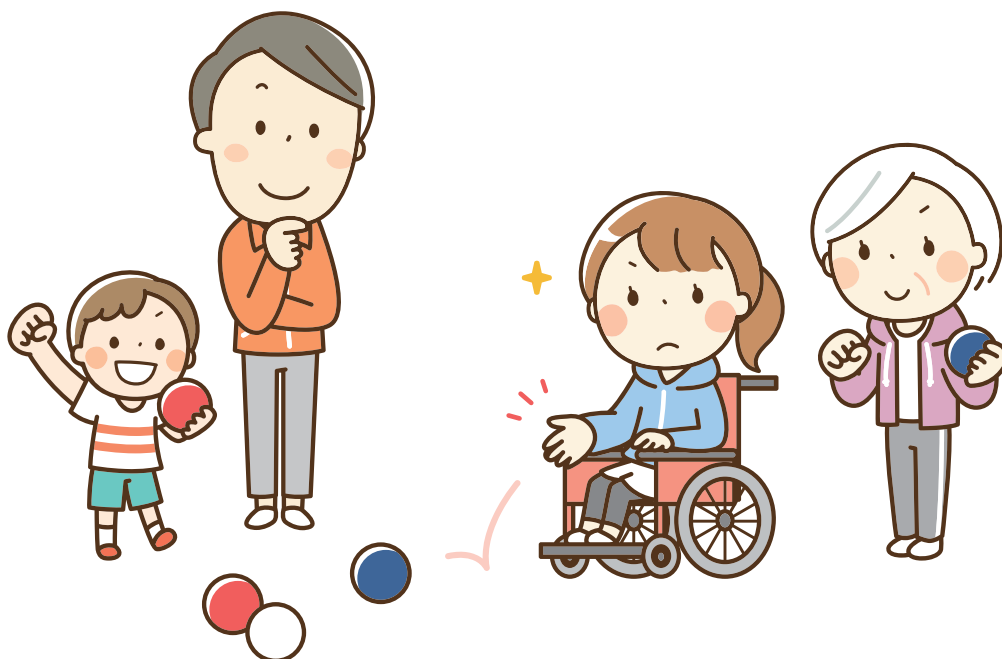
障害者が地域の中でともに生活していくためには、様々な日中活動の場に自分の意思で参加できる環境整備が必要です。

本市では、当事者同士の交流の場、仲間づくりの場の確保に取り組んでおり、今後も障害者の現状やニーズ等を把握しながら、様々な日中活動が行えるよう、介護給付、訓練等給付などの日中活動系サービスの充実を図ります。また、地域活動支援センターやオープンスペースでの活動促進に取り組みます。

このほか、障害者のためのスポーツ・文化芸術活動などの場、機会の提供や生涯学習に参加しやすい環境づくり、さまざまな地域活動や交流事業への参加促進に取り組みます。また、市民活動サポートセンターや久留米市社会福祉協議会など関係団体と連携を図りながら、市民活動、ボランティア育成・支援に取り組むとともに、インフォーマルな活動と協働した重層的な支援を推進します。

施策区分

- ① 日中活動の促進
- ② スポーツ・文化芸術活動への参加促進
- ③ 社会教育の充実
- ④ 地域活動や国内外交流の促進
- ⑤ インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進 **【重点施策】**



重点施策

1

差別解消の推進と差別相談体制の充実

- ◆ 障害者差別解消法などの関連法及び障害を理由とする差別をなくす条例に基づき、障害者に対する差別解消や合理的配慮の提供が図られるよう、地域の関係機関等と連携して取り組みます。

主な具体的施策

- ・ 障害者に対する差別の解消への取り組み（施策番号1）
- ・ 障害者問題に関する広報の充実（施策番号7）
- ・ 障害者問題に関する市職員研修の充実（施策番号13）
- ・ サービス事業者への障害に関する研修の実施（施策番号14）

重点施策

2

情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

- ◆ 障害者が生活に必要な情報を入手・活用したり、自由に意思疎通したりできるよう、障害の特性などに配慮した情報取得やコミュニケーション支援の充実を図ります。

主な具体的施策

- ・ 情報アクセシビリティの確保（施策番号15）
- ・ 各種通知などの点訳・音声コード添付などの推進（施策番号19）
- ・ 障害福祉サービスなどの情報提供・相談の充実（施策番号21）

重点施策

3

防災対策の推進

- ◆ 障害者の災害による被害を最小限にするため、災害時要援護者支援体制をはじめとした防災対策を推進します。

主な具体的施策

- ・ 防災知識の普及（施策番号43）
- ・ 避難行動要支援者支援体制の充実（施策番号47）
- ・ 障害者等の避難場所の確保（施策番号50）

重点施策

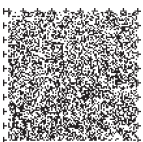
4

療育・保育・教育の切れ目のない支援

- ◆ 福祉・教育・保健・医療分野の庁内外の連携を強化しつつ、乳幼児期から学校卒業して社会に出るまでの切れ目のない療育・保育・教育体制の確立に取り組みます。

主な具体的施策

- ・ 久留米市幼児教育研究推進委員会の開催（幼保小連携強化事業）（施策番号61）
- ・ 切れ目のない支援体制の確立（施策番号62）



重点施策

5

一般就労の促進

- ◆ 障害者の一般就労への移行と職場定着の支援に取り組みます。
- ◆ 企業・事業所に対して、障害者雇用に対する理解促進を図るとともに、市の業務委託等の機会を活用して、障害者の就労機会の提供に努めます。

主な具体的施策

- ・ 就労移行支援事業の推進（施策番号79）
- ・ 就労定着支援事業の推進（施策番号80）
- ・ 入札などでの障害者雇用事業所の優遇（施策番号86）

重点施策

6

福祉人材の確保・育成

- ◆ 社会問題化する障害者福祉分野の人手不足に対応するため、人材の量的な確保に加え、質的な向上に取り組みます。

主な具体的施策

- ・ サービス従事者の処遇改善・環境整備（施策番号95）
- ・ 福祉事業所への人材確保の支援（施策番号97）

重点施策

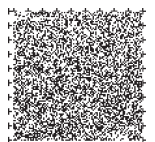
7

インフォーマルな活動の促進と重層的支援の推進

- ◆ 障害者の生活を地域で支える福祉ボランティアの育成・支援に取り組むとともに、市民及び関係団体などと連携・協働した重層的支援を推進します。

主な具体的施策

- ・ 障害者分野のボランティア活動の促進（施策番号165）
- ・ 久留米市社会福祉協議会など関係機関との連携（施策番号166）



第4期 久留米市障害者計画 <概要版>

令和6年(2024年)3月

発行 久留米市 健康福祉部 障害者福祉課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3

電話：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752

e-mail：fukushi@city.kurume.lg.jp

ホームページアドレス：<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

